

■最近の話題を考える“知財NEWS”知財トピックス(2017.3)

「色彩のみからなる商標」の登録査定がようやく出る

特許業務法人 前田特許事務所  
弁理士 大石憲一



今回の知財ニュースは、今月初めに特許庁が発表した「色彩のみからなる商標」の登録査定についてのニュースです。

特許庁は、2015年4月から出願を認めた「色彩のみからなる商標」について、2月28日に初めて登録査定を下したと発表をしました。対象の出願商標は、トンボ鉛筆の「消しゴム」で使用されている「青、白、黒の三本ライン」からなる商標（下記左側）と、セブン-イレブン・ジャパンの「コンビニの店舗」などで使用されている「白地に、上からオレンジ、緑、赤の三本ライン」からなる商標（下記右側）です。

(210)出願番号：商標2015-29914  
(240)出願日：平成27年(2015)4月1日  
公開番号：平成27年(2015)4月1日  
出願種別：商標特許出願  
出願種別：商標特許出願

商標(特許権)：  
(54)商標文字商標：  
(56)商標(登録種類)：  
商標の詳細説明：  
(53)商標区分：  
(73)出願人：  
商標分類表：第10類  
(51)【51.2】商品及び役務の区分番号(商品又は役務の名称)【商標コード】

(210)出願番号：商標2015-30037  
(240)出願日：平成27年(2015)4月1日  
公開番号：平成27年(2015)4月1日  
出願種別：商標特許出願  
出願種別：商標特許出願

商標(特許権)：  
(54)商標文字商標：  
(56)商標(登録種類)：  
商標の詳細説明：  
(53)商標区分：  
(73)出願人：  
商標分類表：第10類  
(51)【51.2】商品及び役務の区分番号(商品又は役務の名称)【商標コード】

トンボ鉛筆の商標とセブン-イレブン・ジャパンの商標（出典：J-PlatPat）

いずれも、約2年間の審査期間を経ての登録査定でしたので、審査経過を確認しました。そうすると、拒絶理由が出たり、面接審査を行ったり、物件提出等も行ったりして、かなりの手間をかけて、登録査定を得られたことが分かります。

特許庁は「いずれも30年以上使われていることや、全国的に知られていることなどを評価して」登録査定を出したようです。

これは「色」については、認定した場合に他の企業への影響が大きいことから、厳しく審査しているため、だそうで、実際に、これまでに提出された492件のうち、今回、初めて、これら2件の商標登録を認めたようです。

現時点で、「色」について「単色」で出願されているものも数多くありますが、こうした審査状況を見てみると「単色」で登録されるのは、かなり厳しいと思います。

商標審査基準では、アルファベット2文字等の単純なものは登録を認めない、としています。が、「色」についても、単色等については、登録を認めない等の事例を挙げた上で、出願を受け付けるべきだったように思います。

なお、2015年4月からは、他にも新たなタイプの商標が認められるようになりましたが、現時点(2017/2/6時点)で、「音商標」が110件、「動きの商標」が65件、「ホログラム商標」が9件、「位置商標」が32件、登録になっています。

以上